

◎新潟県告示第673号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
胎内市富岡字山ノ下453－2	田	833
胎内市富岡字山ノ下454	田	1,999
胎内市富岡字山ノ下455－1	田	1,644
胎内市江尻字川端497－1	田	696
胎内市江尻字川端497－2	田	2,832

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和7年11月	5年	308,975円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志
〒950－0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第28号（令和7年5月30日発行）で告示したが、令和7年6月13日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新発田支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。